

規 則

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十二月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第七十八号

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成二十一年埼玉県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「第二十七条」の下に「及び附則第四項」を加える。

第二十六条第一項中第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 ガス温水機器（省エネ法施行令第十八条第十四号に掲げるガス温水機器をいう。）

七 石油温水機器（省エネ法施行令第十八条第十五号に掲げる石油温水機器をいう。）

第二十六条第一項に次の一号を加える。

九 電気温水機器（省エネ法施行令第十八条第二十六号に掲げる電気温水機器をいう。）

附則に次の一項を加える。

（第二十七条で定める表示の様式の取扱い）

4 経済産業省告示で定める様式の改正及び追加（以下この項において「改正等」という。）が行われた場合における第二十七条の規定の適用について必要な措置に関しては、当該改正等の際の経済産業省告示の経過措置の例による。

附 則

この規則は、令和四年六月一日から施行する。ただし、附則に一項を加える改正規定は、公布の日から施行する。